

○佐藤仁一副委員長 続いて、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて三十五分です。さとう道昭委員。

○さとう道昭委員 自由民主党・県民会議、さとう道昭です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度の政策財政運営の基本方針では、重点的に取り組む点として、人口減少対策、DXによる変革みやぎの実現、半導体をはじめとする成長産業の誘致・育成の三点を掲げていましたが、令和八年度素案では、人口減少対策の一点のみを掲げております。この一点に絞った背景や考えをお示しください。

○村井嘉浩知事 人口減少は、我が県が直面する大きな課題であるとの認識の下、私は、新・宮城の将来ビジョンの柱に、社会全体で支える宮城の子供・子育てを位置づけるとともに、今年度の政策財政運営の基本方針におきましても、人口減少対策を重点項目の一つとして掲げまして、自然増・社会増の両面から様々な施策に取り組んでまいりました。このような中、令和六年人口動態統計におきましては、婚姻数や婚姻率について全国を上回る増加となつたものの、出生数や合計特殊出生率は、前年を下回る状況が続いております。また、社会増減に関する我が県の大きな課題として、十代後半までの転入が多い反面、二十代前半以降の世代は大幅な転出超過となつていてことなども踏まえまして、来年度の政策財政運営の基本方針では、人口減少対策、特に若者・女性に選ばれる地域・職場づくりなどの取組に重点を置くということにしたものでございます。なお、DXによる変革みやぎの実現や半導体をはじめとする成長産業の誘致・育成は、来年度の基本方針には明示されていないものの、生産性の向上や県内産業の活性化、質の高い雇用の創出など、人口減少に伴い生じる様々な課題の解決には極めて重要な取組であり、引き続き力を入れて推進してまいりたいと考えております。

○さとう道昭委員 人口がまず県の力の源泉であるところから、人口減少対策に力点を置いて政策動員を図っていくという方針について支持してまいりたいと思います。まず、人口の自然増対策に関して伺います。

これまで、みやぎ結婚支援センターみやマリ！の設置・運営、不妊検査や不妊治療の費用助成事業、周産期や小児の医療提供体制の整備、結婚・子育て応援バスポート事業、授乳室設置促進事業などを通して、結婚・出産・子育てを応援する環境を着実に整

備されてきました。しかし、出生数・合計特殊出生率の減少傾向は続いています。令和八年度の予算編成に当たっては、人口減少対策に資する事業については、既存事業にとらわれることなくアプローチする分野を追加することや、新事業についても積極的に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○村井嘉浩知事 人口減少への対応は、我が国における極めて重要な課題でありまして、令和五年十二月に国が閣議決定いたしましたこども未来戦略では、来年度までの三年間を集中取組期間と位置づけ、子育てにかかる経済的支援の強化や若い世代の所得向上をはじめ、様々な新規施策を打ち出しているところであります。また、我が県におきましても、子供・子育て分野等の安定的な財源を確保し、政策効果の高い施策を継続的に展開するため、次世代育成・応援基金を県の一般財源により創設いたしまして、令和四年度以降、結婚・出産・子育てを応援する環境整備などに關し、独自の取組を展開しておりますけれども、残念ながら出生数等の減少が続いているのは事実でございます。今回お示しいたしました政策財政運営の基本方針では、人口減少への対策として、来年度は特に若者・女性にとって魅力ある地域づくり・職場づくりに力を入れることとしておりますけれども、その解決には多角的な観点からのアプローチが不可欠であります。現状分析や好事例に関する情報収集等を継続的に行いながら、新たな事業の必要性につきましても不斷の検討を行つてまいりたいと考えております。

○さとう道昭委員 ゼひ、新しい事業についても積極的に果敢に挑戦していただければと思います。

全数調査である人口動態調査では、出産順位別に見た都道府県別の出生数の割合を公表しています。この統計では、例えば、宮城県で一年間に生まれた子供のうち、第二子目が何割であったなどを把握することができます。出産順位とは、同じ母親がこれまでに出産した子供の総数について数えた順序です。初めて産んだ子を第一児、二番目に産んだ子供を第二児などと呼んでいます。二〇二四年の宮城県の出生数は一万千二百四十二人ですが、そのうち出産順位別の割合は、第一児が四七・一%、第二児が三六・一%、第三児が一二・四%、第四児が三・一%、第五児以上が一・三%でした。二〇一五年から二〇二四年までの十年間、ほぼ同じ傾向でした。新・宮城の将来ビジョン実施計画では、合計特殊出生率の目標値を令和九年度に一・四と設定しています。二〇二四

年に合計特殊出生率一・四以上の都道府県は、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県、宮崎県、沖縄県の六県ですが、それぞれの出産順位別の割合を宮城県と比較すると、宮城県は第三児の割合がさきの六県と比べて低い現状にあります。例えば、宮城県と宮崎県を比較すると、第三児の割合は二〇二四年において、宮城県は一二・四%に対して、宮崎県は一八%です。二〇二三年において、宮城県は一二・八%に対して、宮崎県は一八・一%です。生まれた子供の中で、三人目の子供の割合が宮崎県のほうが五%多くなっています。一〇一五年から十年分を見てもほぼ同様の傾向です。この六県の合計特殊出生率は、二〇一五年から二〇二四年の十年間においていずれの年も一・四を超えていました。本県が目標とする合計特殊出生率一・四を達成している県を参考とすれば、第三児や第三児以降への出産割合に注目していくことが重要であると考えます。第三児の構成比を増やす必要があると考えております。さて、第十六回出生動向基本調査では、理想の子供の数と予定の子供の数、その理由について調査しています。理想の子供の数が三人以上で予定の子供の数は一人の方々の理由で一番多いのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからでした。このようなことから、理想をかなえられる、かなえようと思つていただける強いメッセージとなるような多子世帯への経済的支援策が必要と考えます。そこで、基本方針素案では、自然増の対策として、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備を掲げていますが、この部分に多子世帯支援を明確に位置づけるべきと考えますが、所感を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長 御指摘いただきましたとおり、理想の子供数を持たない理由としては、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的理由が五二・六%で最も高くなつております、特に、第三子以降持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因になつてているというふうに認識してございます。県ではこれまでも、例えば、第三子以降の子供が小学校に入学する際の費用の補助を行つておるほか、不妊検査費用の助成について、今年度から二人目以降の子供についても活用できるよう制度を拡充するなど、多子世帯への支援を行つてまいりました。市町村において行つておる多子世帯の保育料無償化への支援、あるいは児童手当なども第三子以降が手厚い制度になつておるところでございます。このような多子世帯の支援は、子供・子育てを社会全体で支える環境整備を進めるためには大変重要であるということでありますけれども、その一方でやはり、結

婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援や、若い世代のライフプラン形成のための支援強化とワーク・ライフ・バランスの実現など、総合的に少子化対策を進めることもこれまた必要であるというふうに思つてございます。県といたしましては、政策財政運営の基本方針素案に基づきまして、多子世帯を含めた全ての子育て世帯が経済的にも安心して子供を産み育てることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実・強化し、少子化対策に努めてまいりたいというふうに思つてございます。

○さとう道昭委員 多子世帯も含むという考え方だということですけれども、基本方針の素案には、不妊治療については文言としては書かれている。多子世帯支援というのは書かれていません。県全体の政策動員を図るためには、多子世帯支援という言葉をしっかりと明記すべきと考えますが、改めて御見解をお願いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 先ほど答弁申したとおり非常に重要な視点であり、効果的に政策に結びつく視点だと思いますので、そのような表現の導入等も含めまして、今素案の段階ですけれども、これからいろいろと検討してまいりたいと思います。

○さとう道昭委員 前向きに御検討いただければと思います。これまでやつてきた事業若しくはやれる事業だけを書き込むのではなくて、大きな方針を掲げて、それに向けて各課・各部から政策動員を図るというためにもこの素案があると思いますので、ぜひ明記いただきますように御検討をお願いいたします。

次に、基本方針素案では、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援を掲げています。ここで言及されている子育てとは、どの段階までを指すのでしょうか。子供が各種学校を卒業し、就職や起業を通して経済的自立を果たすまでと考えますけれども、見解を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長 例えば、児童福祉法では十八歳未満、児童手当法では大学生年代までを支給や加算の対象とするなど、実施事業の根拠となる法律や制度によつて対象者が様々であるほか、個人や家庭の状況によつても子育て期間が異なるために、一定の段階や範囲を定めているものではございません。また、こども基本法では子供を心身の発達の過程にある者というふうに定義しておりますし、必要なサポートが途切れないようにするため、年齢等で線引きはしていないといったことになつてございます。更に、こども大綱では、ライフステージ別の重要事項といった項目の中で、青年期を心理的、

社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、支援の必要性に言及しているといったような定義をしているところでございます。このように、子育ての対象となる年齢等を一概に規定することは難しいですけれども、一人一人のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を整えていくということが大変重要であると考えてございますので、部局横断的に全庁挙げて取組を進めていくよう努めてまいりたいとうふうに思います。

○さとう道昭委員 御説明いただいたとおり、それぞれの分野でそれぞれの対象範囲を定めているというような状況でございました。しかしながら、それによつて切れ目が生じてしまうということでもございますので、宮城県としての子育て、ここまでではしっかりと支援していきましょうという対象範囲を定めるということは、切れ目をあらかじめ防ぐことにつながるかと思いますので、子育ての対象範囲がどこまでなのかという定義づけをぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、国の政策により妊娠・出産、子育て、教育費用に関する支援が拡充してきており、支援の切れ目が少しずつ埋まつてきていますけれども、埋まり切つてはいないと考えております。例えば、〇歳から二歳までの保育料、高校卒業後に進学する場合の学費などについてです。大学等の授業料に関しては三人以上の子供を扶養している場合は無償となる制度がスタートいたしましたが、卒業し、扶養する子供が三人未満となれば、無償化の対象から外れます。子育てにおける国の支援制度の切れ目を検証し、婚姻世帯や子育て世帯へ強いメッセージを届けるべく、切れ目を埋める支援策を講ずるべきと考えます。婚姻世帯や子育て世帯の立場から見た場合に、国、宮城県、市町村の現制度における切れ目はどこであると認識しているか、見解を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長 結婚から妊娠・出産、そして子育てに対しましては、国、県、市町村が複層的な支援を行つております。子育て当事者の視点で切れ目のない支援が受けられるような取組が進められているところではございますが、御指摘のとおり〇歳から二歳の子供を対象とした保育料の無償化、あるいは小一の壁と言われる朝や放課後の子供の居場所対策など、様々な分野において取組を強化する必要がある分野が残つてゐるというふうに認識してございます。今後とも、保育料の無償化などのナショナルミニマムに該当すると考えられるものはしっかりと国に要望していくことが必要であるとい

うことになりますけれども、県といたしましても市町村と連携して、子育て世帯への切れ目のない支援を提供することによって、少子化対策を進めてまいりたいと考えてございます。いずれ、その切れ目とか隙間といったものが生じているという現状にしつかりとフォーカスし、県としての対策をきめ細かく実施できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○さとう道昭委員 ゼひ、検証・検討、具体策の提案、市町村との連携をお願いできればと思います。

続きまして、社会増対策についてお伺いいたします。

宮城労働局の調査によれば、大学等卒業者の県内就職率は、二〇一二五年三月の卒業生で四二・五%、二〇一二四年三月の卒業生で三九・一%でした。宮城で学んだ学生の約六割が県外に就職し、宮城県から転出しています。この状況を裏づけるように、住民基本台帳人口移動報告によれば、二十歳から二十四歳は二〇一二四年に千五百六十二人の転出超過でした。二〇一二〇年から二〇一二四年の五年間の累計は、四千八百四十六人の転出超過となりました。更に、二十五歳から二十九歳を加えると、九千二百七十一人の転出超過となります。特に、二〇一二三年、二〇一二四年における二十歳から二十四歳の女性の転出超過は顕著で、それぞれ、七百六十人、九百五十二人の転出超過です。基本方針素案には、若者・女性の首都圏への流出が続いている現状を踏まえ、若者・女性に選ばれる宮城となるため、魅力ある地域・職場づくりを推進するとあります。この強い危機感を共有し、対策の方向性について支持いたします。さて、若者にとって魅力ある地域にはどんな要素が必要で、今宮城県に欠けているものは何であると考えているのか。そして、今後どんなことに取り組んでいきたいと考えているのか、村井知事の所感を伺います。

○村井嘉浩知事 近年は、男女が共に働いて共に子育てする、共働き・共育ての意識が一般化している一方、職場を含む地域社会には、男性は仕事、女性は家庭といった性別による固定的な役割分担に対する無意識の思い込み——アンコンシャス・バイアスが依然として存在しております。若者が首都圏等に転出する要因として、この意識の違いが挙げられているのは事実でございます。また、我が県においては、就職等を契機とした首都圏への転出が極めて顕著であり、その意味でも、魅力ある職場づくりは喫緊の課題であると考えております。そのため、来年度に向けましては、従来の自然増・社会増

へ向けた対策には継続して取り組みながら、近年の若者が求める共働き・共育てに資するアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組や、男性の家事育児への参画の推進、自然環境や通勤時間の短さといった都市圏では得難い我が県の魅力発信など、若手職員や女性職員の意見を取り入れた新たな取組にも力を入れてまいりたいと考えております。

○さとう道昭委員 新たな取組について期待を申し上げたいと思います。

先ほど紹介した宮城労働局の調査では、就職先の希望についても調査しており、県内での就職を希望した学生は、二〇一五年三月の卒業生で四六%、二〇一四年三月の卒業生では四七・七%です。就職希望した割合と実際に就職した割合の差は、二〇一五年三月の卒業生で三・五%、二〇一四年三月卒業生で八・五%であり、県内就職を希望していたものの、県外に就職した方が一定数存在していることがうかがえます。若者から就職先として宮城県内が選ばれるために、また、県内への就職を希望する全ての学生が県内で就職を果たせるように、今後どんな取組が有効と考えているのか。これまで行つてきた事業の総括とともに所感を伺います。

○中谷明博経済商工観光部長 県内就職を希望する県内の学生が県外に就職してしまうという背景といったしまして、一つには県内企業を十分に知る機会が不足していることや、県内企業も学生が重視する就職活動のポイントなどに十分な対応ができるていないことなどが挙げられると認識しております。このため県では、まず、県内企業の認知度を高める機会を積極的に提供するとともに、県内企業の採用力の向上を図っていくということが有効だと考えておりまして、各種事業に取り組んできたところでございます。まず、広く県内企業を知つてもらうための取組としましては、昨年度から企業と学生をつなぐインターネットシップ情報ポータルサイトを開設するとともに、複数の企業を業種、あるいは地域別により深く体験することができますパッケージ型のインターネットシップを実施するなど、県内企業と学生とのマッチングを支援してまいりました。また、企業側に対しましては、みやぎジョブカフェ等に配置します企業採用コンシェルジュが企業を訪問いたしまして、二年間で延べ千二百社を訪問しておりますけれども、企業の隠れた魅力の掘り起こし、それから、若者が重視する働き方を踏まえた職場環境づくりなど、企業の採用力の向上を支援してまいりました。こうした取組は、参加した多くの学生から高い満足度を得ておりまして、効果があつたものと認識しておりますので、こうした状況を

踏まえ、取組の更なる充実を図つてまいりたいと考えております。

○さとう道昭委員 学生の就職先に関しては、学生の希望がまず一番ですし、自己実現ができる場所で、ぜひ羽ばたいていただきたいと思っていますが、宮城県で就職を希望する学生がしつかりマッチングするような仕組みづくりですか、情報が行き届くように取組を推進いただきたいと思います。

県内の中小企業支援策についてお伺いいたします。

半導体関連産業、自動車関連産業、高度電子機械産業などへの企業誘致は極めて重要ではありますが、同時に、宮城県の地域経済を支えてきた中小企業への支援、そしてスタートアップ支援も同様に力を入れていく必要があると 생각ています。現在の雇用の受皿として活躍し続けていただくことはもちろん、これからの方者の受皿となっていたいだきたいとも考えています。これまで県では各種事業を通して、販路開拓、生産性向上、デジタル化、スタートアップ資金、オフィス改革などの支援を講じてまいりました。予算額に対して応募が多く、選考となつた支援策もあります。このような事業については、来年度予算においては増額し、支援の枠を十分に確保するとともに、既存事業にとらわれず、中小企業の成長や変革を積極的に後押しすべきと考えますが、見解を伺います。

○中谷明博経済商工観光部長 経営環境が厳しい中においても生産性向上、それから人材確保に取り組む意欲的な中小企業やスタートアップは少なくないと思っておりまして、県では様々な支援を行つてているところでございます。例えば、今年度の支援実績といたしましては、中小企業販路開拓総合支援事業では、応募が十八者で採択が十六者。また、スタートアップ加速化支援事業では、応募が六十八者に対しまして、採用が二十ー者となるなど、応募者数に対しまして採択者数が限られて、支援が行き届いていないというようなケースもあることから、来年度の予算編成に向けては、よりニーズの高い事業、あるいはより高い効果が見込まれる事業に予算の中で重点的に配分していく必要がありますとの認識しております。また、新たな成長、それから変革を実現するためには、個社——それぞれの会社単独では限界がありますことから、昨年度に中小企業等共同化チャレンジ事業を創設しておりますが、複数の中小企業等が連携して成長や変革を進めようとするグループに対しまして、必要な人件費、設備費の補助など、ソフト・ハードの両面から支援しているところでございます。例えば、現在、気仙沼市の複数の

水産関係事業者——これは、氷を作っている製氷事業者と箱を作っている製函事業者ですけれども、冬季の閑散期を利用していたしまして、冬季出荷用のブロッコリーの栽培の最北限産地の形成を目指す取組などを進めているところであるというふうに承知しております。引き続き、こうした中小企業等の成長・変革意欲に沿った適切な支援が行えるよう、必要な事業の検討を重ねたいと考えております。

○さとう道昭委員 ニーズの高い応募者数に対して応えられていない事業もござりますので、ぜひ、応えられるような予算編成に努めていただければと思いますし、先ほど御紹介いただいたスタートアップ支援に関しては、五年継続企業が三百者以上になつているというふうに御説明を受けましたけれども、非常に成果が上がっていると思っております。多種多様なスタートアップが広がって事業として再開されて、継続して成長していくれば、若者のが就職先としても非常に魅力的な場所になるかなというふうに思いますし、ぜひ、御支援いただければと思います。先日、生成AIの導入支援をされている企業さんからお話を伺つたのですが、そちらは大手の情報通信会社に対して導入支援をされておられて、従業員の方がほとんど使っていらっしゃると。生産性がかなり上がっていると。労働時間も一割ぐらい減つてているというような状況がございまして、生産性格差がこれからもしかすると広がつてくるのかなというふうにも感じたところです。宮城県の中⼩企業の皆さんにも生成AIの導入支援が広く行き渡るような支援策もぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、先日、製造業の会社経営者の方より、昨今の人材確保の難しさについてお話を頂きました。大手企業は初任給を大幅に増額しており、初任給の差が広がり、人材確保は極めて厳しい状況であるとのことでした。仕事があるのに人が確保できないために受けられず、機会損失の状況であることも伺いました。一方で、県で実施している奨学金返済支援制度を利用しているが有効であるとの声も併せて頂きました。企業側にとつて奨学金返済を抱える若者に対して、奨学金返済についての手当てをすることは、人材確保の際のPR材料になる可能性があるのだと感じることができました。同時に、人材確保においては、大手企業との待遇差をどう埋めていくことができるのかも問われていることに改めて気づかされます。宮城県で働きたいとの希望を持つ若者が、奨学金返済を理由に待遇のよい他県での就職を選択することがあるのなら、奨学金返済を行う

若者へ実質的な経済支援につながる事業を行うことは意義があるのだと考えます。奨学金返済支援制度については、現制度の成果を検証した上で、今後対象企業を拡大することも有意義ではないかとも考えております。さて、奨学金返済を行う若者に対する一つの支援策として、生活費の中で大きな割合を占める住宅費を軽減できる選択肢を準備することを提案いたします。生活費の中で住宅費の負担が重いのは、先ほどより取り上げている子育て世帯も同様であることから、併せての提案といたします。具体的な方法は県営住宅の活用です。現在、入居のための資格要件のうち、裁量階層世帯には奨学金返済者は含まれていないことから、追加してはいかがでしょうか。一方で、裁量階層世帯には、子育て世帯として小学校就学前の子供がいる世帯と設定されていますが、各種学校に在学する子供がいる世帯と対象を拡大してはいかがでしょうか。また、現在、子育て世帯は抽せんの優遇措置の対象となっていますが、子育て世帯以外の方々を含めての抽せんであることには変わりません。兵庫県の事例を参考にして一定の改修を行い、子育て世帯用の入居枠を一定数設定することも有効であると考えます。加えて、奨学金返済者は抽せんの優遇措置の対象とすべきと考えます。これらの支援を通して選択肢を準備することは、若者の定着や結婚、妊娠・出産、子育てを望む人の希望をかなえ、安心して子供を産み育てることができるよう、子供・子育てを社会全体で支える環境整備に資すると考えますが、所感を伺います。

○齋藤和城土木部長 県営住宅の入居に当たっては、高齢者世帯や障害者世帯など、特に配慮を要する世帯に対し、収入要件の緩和や抽せんに際しての優遇措置を行っているところです。奨学金を返済されている方への優遇措置については、奨学金に限らず、様々な理由で債務を抱えている方との公平性などについて慎重に検討する必要があることから、まずは先進事例の調査を行つてまいりたいと考えております。一方で、子育て世帯について、裁量階層世帯の要件を小学校就学前の子供がいる世帯から、学校に在学する子供がいる世帯に拡大することについては、安心して子育てができる住まいの確保に向けて有効な支援策であることから、子育て世帯向けに限定した募集区分を新たに設けることなども含め、県営住宅の入居管理を委託している宮城県住宅供給公社や市町村等の御意見も伺いながら、優遇措置の拡充について検討してまいりたいと考えております。県といたしましては、先進的な取組を行つてている兵庫県をはじめ、他自治体の実施

状況などを確認し、引き続き、宮城県住宅供給公社や市町村などと連携しながら、若者の定着や子育て世帯の支援に向けた県営住宅の活用について検討してまいります。

○さとう道昭委員 御検討のほどよろしくお願ひいたします。若者、子育て世帯への支援として、生活費の中では住宅が非常に大きなウエートを占めております。企業側の給与に対する所得をどう上げていくかということはなかなか企業側の御努力を頂くことにしかならないので、県側としてのアプローチというのは限られてくるかと思いますけれども、支援策のアプローチの一つとして住宅というところに関してスポットを当てた政策を打つていただく、また、御検討いただくことを提案させていただいたところであります。

県営住宅に限らず、ぜひ御検討いただければと思います。

次に、安心して学び続けることができる教育体制の整備についてお伺いいたします。各学校において教育内容の充実はもちろんですが、安全な施設、教育活動を支える設備を整備することは重要であると考えています。県では、県立学校や特別支援学校から寄せられる施設や設備の整備・修繕の大量の要望に、限られた予算と人員の中で応えておられますことに心から敬意を表します。しかし、予算の都合もあり、緊急性に乏しいものなどは、次年度以降の検討となる事案もあると受け止めています。財源確保が課題ではありますが、子供たちが通いたい、保護者も安心して通わせたいと思える学校の実現のためにも、積極的に施設整備や修繕を行うべきと考えますが、所感を伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 子供たちが安心して学び続けることができる教育体制の整備については、教育内容の充実に加えまして、安全な施設や教育活動を支える設備整備も大変重要であるというふうに認識しております。県立学校の施設整備につきましては、老朽化した施設の改築や大規模改修を着実に進めるとともに、冷暖房、それから放送施設、消防等の各設備の設置・更新、安全性確保のための修繕のほか、環境負荷の低減などにも配慮しながら太陽光発電設備の設置や照明のLED化などにも積極的に取り組み、児童生徒が安心して学べる教育環境の充実に努めているところでございます。また、老朽化した施設の更新や新たな教育的ニーズへ対応するため、国に対し、県立高校の施設整備に係る財政支援を強く要望しているところでございます。県教育委員会といたしましては、引き続き、魅力ある学びの場を提供できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○さとう道昭委員　ぜひ、御検討いただければと思います。社会ニーズも大きく変わつておることから、必要な整備・設備が各学校に等しく行き渡るような政策についても、ぜひ御検討いただければと思います。

先ほど議論させていただいた子育て世帯の支援について、切れ目のところについてお話ししさせていただきます。多子世帯支援についてお話ししさせていただきました。多子世帯のカウントについてになります。例えば、〇歳から二歳の保育料に関して申し上げますと、第三子に関しては無償というような制度の枠組みはあるのですが、お兄さん、お姉さんが小学生になると、第三子にならなくなってしまうというような状況で支援が受けられない実態があります。その辺りも埋めていければいいなというふうには感じておりますが、御認識、または御見解をお聞かせいただければと思います。

○志賀慎治保健福祉部長　御指摘いただいた例もそうですし、児童手当などもそうです。カウントの仕方が第一子が年をとつていくと対象から外れるといったような制度にもなっているといったことで、まさにそういったことがいわゆる切れ目・隙間につながっている部分も確かにあるうかと思っています。国の制度があるので、県として何とかといふこともありますけれども、その辺の財源確保の問題等があると言いつつも、そういう全体的な隙間・切れ目のない方策を講じることについては、いろいろ県としてできることがあるかと思いますので、検討してまいりたいというふうに思います。

○さとう道昭委員　御答弁ありがとうございました。